



可児記者クラブ同時配布資料

岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月28日（水）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
可茂県事務所	環境課	亀山	TEL 0574-25-3111（内線 215） FAX 0574-25-3934

本日の取材は、18時15分までにお願いします。

可児市大森地内における土壌汚染について（第1報）

東海旅客鉄道株式会社が中央新幹線第一中京圏トンネル（大森工区）の本線トンネル掘削工事に伴い発生した土壌を調査したところ、土壌汚染対策法に規定する土壌溶出量基準を超える「六価クロム」が検出された旨、本日（5月28日）、同社から可茂県事務所に報告がありました。

1 報告内容

（1）調査地点

可児市大森地内

（2）調査結果の概要

土壌溶出量調査

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/L)	土壌溶出量基準 (mg/L)	基準 超過倍率
六価クロム	1	1	0.052	0.05 以下	1.04 倍

※非常口トンネルと本坑の交点から品川方面へ約1,100mの地点。

※六価クロム以外の有害物質7項目についても調査を実施していますが、基準超過はありませんでした。

2 汚染の原因

現時点では不明です。

なお、周辺地域には、六価クロムを原料等に使用する工場・事業場はありません。

3 今後の対応

（1）地下水調査について

今後も工事の延伸に伴い、基準値を超えて六価クロムが検出される可能性があるため、県は可児市の協力を得て、基準超過地点～掘削方向（品川方面）に900mの区間において、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、半径500mの範囲内で井戸水の利用状況調査及び水質検査を実施します。

（２）地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

（３）事業者に対する指導について

汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

１ 物質の説明

【六価クロム】

クロムの六価化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

（参考：「化学物質ファクトシート ー2012 年版ー 環境省」より抜粋）

２ 用語の説明

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。